

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院、 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の中期計画の変更について

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の中期計画について、地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定に基づき、法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、これを認可することに関する同法第 26 条第 3 項の規定に基づく当評価委員会の意見について検討する。

1 計画変更の前提となる事実

平成 22 年 4 月 1 日に地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定により知事が認可した地方独立行政法人総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の中期計画（知事から指示された中期目標を達成するための計画）について、今般、記載事項の変更の必要が生じ、法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、同項の規定により認可しようとするもの。

2 中期計画変更の概要

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号）により、平成 26 年 4 月 1 日から現行の消費税率及び地方消費税率が 5% から 8% へ引き上げられることを受けて、使用料及び手数料について消費税及び地方消費税相当額を転嫁させた中期計画へ変更するものである。

- 「7-1 使用料の額（3）」にある使用料の額は、算定額に 100 分の 105 を乗じて得た額から 100 分の 108 を乗じて得た額に変更。
- 「7-2 手数料の名称、額等（1）」にある表中の手数料の額については、消費税及び地方消費税転嫁前の額に消費税及び地方消費税 8% を乗じ、10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を四捨五入する額に変更。

単位：円

区分	現行	改正予定額
生命保険・自賠責診断書、明細書	3,750 (3,570)	3,860 (3,570)
恩給・年金・訴訟診断書、明細書	3,400 (3,240)	3,500 (3,240)
死亡（死産）診断書、死体検案書	2,310 (2,200)	2,380 (2,200)
普通診断書、証明書	1,580 (1,500)	1,620 (1,500)
再発行診察券	250 (240)	260 (240)

※（ ）の額は消費税転嫁前の額。